

# 国際医療福祉大学塩谷病院通所リハビリテーション 指定（介護予防）通所リハビリテーション 運営規程

## （事業の目的）

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設する「国際医療福祉大学塩谷病院通所リハビリテーション」（以下「事業所」という。）が行う「指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション」（以下「通所リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員および機能訓練指導員（以下「看護職員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある利用者の体力や耐久力、機能の維持向上、障害の心理受容を図るだけでなく、介護負担の軽減、生活環境の整備、社会参加などに努め、その自立生活を支援することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- （1）リハビリテーション計画に基づいて、適切なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- （2）従業者は、リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- （3）リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えます。
- （4）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称ならびに所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 国際医療福祉大学塩谷病院通所リハビリテーション
- （2）所在地 栃木県矢板市富田 77  
しおや総合在宅ケアセンター内

## （職員の種類及び員数）

第4条 事業所に勤務する職種及び員数は次のとおりとし、介護予防と兼務する。

- （1）管理者 1名
- （2）医師 1名以上
- （3）理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員  
（長時間利用）4名以上  
（短時間利用）3名以上
- （4）（短時間利用）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士  
専従かつ常勤で2名以上

前項の職員の員数は法令及び省令の基準に従う。

## （営業日及び営業時間）

第5条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日とする。  
ただし、日曜日および年始（1月1日～1月3日）は休業する。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

## （利用定員及び提供時間）

第6条（短時間利用）

利用定員は、1単位12名とする。

- ①9時00分から10時20分
- ②10時40分から12時00分

③13時30分から14時50分 ④15時10分から16時30分

(長時間利用)

利用定員は、1単位40名とする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。指定介護予防通所リハビリテーションにおける運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (1) 生活相談
  - (2) 機能訓練
  - (3) 入浴サービス
  - (4) 食事サービス
  - (5) 介護予防サービス(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上)
  - (6) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項
  - (7) 送迎サービス
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、利用料金表に定める別途料金をお支払い頂きます。
- 3 食事費は、利用料金表に定める別途料金をお支払い頂きます。
- 4 おむつ代は、別添表のとおり、実費を徴収する。但し、標準的な仕様以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。
- 5 その他、予防通所リハビリテーションに提供される便宜のうち、日常生活においても必要と認められる費用は、その実費を徴収する。
- 6 第2項ないし第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、矢板市、塩谷町、さくら市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 法人の運営規程に従うこと。
- (2) 従業員の指示・指導に従うこと。
- (3) 個人行動をとらないこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、通所リハビリテーションを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施し、安全管理体制を確保する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と国際医療福祉大学塩谷病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。